

# 日本実験動物技術者協会関東支部名誉会員・顧問選出規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、日本実験動物技術者協会関東支部(以下支部という)規約第25条に基づき、名誉会員・顧問の規程を定め、もって、支部運営の公正と発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程にいう名誉会員・顧問とは、支部運営の発展および実験動物技術者における知識・技術の向上に寄与する者をいう。

### (任期)

第3条 名誉会員は終身とする。  
2. 顧問の任期は二期、6年とする。再選は妨げない。

### (処遇)

第4条 名誉会員には支部会報が贈呈される。  
2. 顧問は会費を免除する。  
一、幹事会及び委員会に出席し、意見を述べることができる。  
二、前号の場合、決議権はなく旅費は支給しない。

## 第2章 名誉会員・顧問選出委員会

### (委員会)

第5条 幹事会において名誉会員・顧問選出委員会(以下委員会という)を必要に応じて組織する。  
2. 支部長を委員長とし、総務担当幹事を委員とする。

### (審議)

第6条 委員会は、名誉会員・顧問を推薦し、幹事会で審議する。

### (解散)

第7条 委員会は、名誉会員・顧問が総会の信任を得た後に解散する。

## 第3章 名誉会員・顧問

### (条件)

第8条 名誉会員は、幹事を15年以上勤めた者、若しくは特に支部の発展に功績があった者。人数は10名以内とする。  
2. 顧問は、支部長を8年以上勤めた者、若しくは支部の発展に著しい功績があった会員。人数は5名以内とする。

### (辞退)

第9条 名誉会員・顧問を辞退できる場合は次による。  
一、本人の辞退。  
二、死亡またはそれに準ずる場合。  
三、その他  
2. 辞退は、支部総会に報告しなければならない。

## 第4章 総会の信任

### (信任)

第10条 名誉会員・顧問は、支部総会で信任されなければならない。

## 附 則

第1条 本選出規程は平成5年3月1日より施行する。

## 附 則

第1条 本選出規程は平成10年2月28日より施行する。